

財團協調會福岡出張所

- 第三、撤回
- 第四、第五、第六、承認
- 第七、漸次實施すること
- 第八、承認
- 第九、保留
- 第十、爭議中の日給は支給せず、爭議費用として拾六圓支給す
爭議中の日給を支給せざる代り一人當り四圓宛總計四拾
圓を従業員に貸與すること。

以上

4

財團協調會福岡出張所

發第六五號

昭和十年四月二十五日

福岡出張所長 清 進

情報別紙の通御送付申上候